

岩国市屋外広告物等に関する条例の手引

（質疑応答編）

※この手引(質疑応答編)は、過去の判断例などを元に参考として掲載するものです。

実際の屋外広告物の態様は千差万別であり、必ずしも記載のとおり判断されるものではありません。

許可に当たっては許可権者が個別に判断を行いますので、景観整備課担当者と事前相談を行ってください。

令和8年7月

目 次

<1 屋外広告物の定義>

問1－1	屋外広告物とはどのようなものですか。．．．．．	1
問1－2	特定屋内広告物とはどのようなものですか。．．．．．	1
問1－3	屋外広告物にはどのような種類がありますか。．．．．．	2
問1－4	屋外で配布するビラやチラシも屋外広告物となりますか。．．．．．	3
問1－5	1日のうち、営業時間中のみ表示・掲出している場合等でも、一定の期間 継続して表示されるものとして屋外広告物となりますか。．．．．．	3
問1－6	屋内の窓ガラスにシール等を貼って屋外に向けて表示するものは屋外広告 物となりますか。．．．．．	3
問1－7	建物が閉鎖的な中庭を有しており、中庭に向かって建物外に表示する広告 物も屋外広告物となりますか。．．．．．	3
問1－8	建物の構造上、扉等を設けず、歩道等から直接建物内へ誘導する通路を有 する場合、当該通路に表示する広告は屋外広告物となりますか。．．．．	4
問1－9	音楽や音声など、音による宣伝は屋外広告物となりますか。．．．．．	4
問1－10	建物等のライトアップやレーザー光線による照明は屋外広告物となります か。．．．．．	5
問1－11	建物等の外側に写真や絵画を表示する場合、当該写真や絵画は屋外広告物 となりますか。．．．．．	5
問1－12	建物の壁面に着色されただけの模様や外壁の仕上げとしての模様は屋外広 告物となりますか。．．．．．	5
問1－13	コンビニエンスストアで店舗外周に取り付けられている帯装飾はどのよう に扱えばよいですか。．．．．．	5
問1－14	「のれん」も屋外広告物ですか。．．．．．	6
問1－15	「ちょうちん」も屋外広告物ですか。また許可期間はどのようになりますか。．．	6

<2 屋外広告物の許可申請手続>

問2－1	屋外広告物を表示・設置する時は、どのようなものでも許可が必要ですか。 ．．．	7
問2－2	季節的な風習や地域のお祭り等の際の装飾にも許可が必要ですか。．．．	7
問2－3	制限地域とされている「病院」とはどのようなものですか。．．．．．	7
問2－4	制限地域及び許可地域のうち道路・鉄道区間に記載されている「10戸以上	

	の家屋が連たんして接続する区間」とは何ですか。・・・・・・・・・・	7
問2-5	規規制対象の道路・線路の区間から一定の範囲が規制対象地域となりますが、当該道路・線路から直接目視できない広告物も規制対象となりますか。・・・・・・・・	8
問2-6	国及び地方公共団体（以下「国等」という）以外の者が、国等が作成した広告物を表示・掲出する場合、内容を問わず、適用除外広告物としてよいですか。・・・・・・・・・・	8
問2-7	公の施設の指定管理者が、屋外広告物を表示・掲出する場合、適用除外広告物としてよいですか。・・・・・・・・・・	9
問2-8	適用除外広告物のうち、管理用広告物とはどのようなものですか。・・・・	9
問2-9	総量規制とは何ですか。・・・・・・・・・・	10
問2-10	緩和措置とは何ですか。・・・・・・・・・・	10
問2-11	屋上広告物に制限はありますか。・・・・・・・・・・	11
問2-12	電飾看板に制限はありますか。・・・・・・・・・・	11
問2-13	特定屋内広告物の取扱いについて教えてください。・・・・・・・・	12
問2-14	案内誘導広告物の取扱いについて教えてください。・・・・・・・・	12
問2-15	EV 充電器に関する屋外広告物は適用除外となりますか。・・・・・・・・	13
問2-16	適用除外広告物のうち、自家用広告物とはどのようなものですか。・・・・	13
問2-17	適用除外広告物のうち、一時的に表示・掲出する広告物とはどのようなものですか。・・・・・・・・・・	14
問2-18	屋外広告物の色彩基準はどうなっていますか。・・・・・・・・・・	14
問2-19	自動販売機の取扱いはどうなりますか。・・・・・・・・・・	15
問2-20	広告物が規制地域と規制のない地域にまたがって設置される場合、許可が必要ですか。・・・・・・・・・・	16
問2-21	表示内容が未定なため、広告板の表示面を白地や骨組みのまま設置したいのですが、許可が必要ですか。・・・・・・・・・・	16
問2-22	工事現場のフェンスや足場に広告物を表示する場合、許可が必要ですか。・・・・・・・・	16
問2-23	ガソリンスタンドのキャノピーのように、柱のみで壁がない屋根部の下に広告物を表示する場合、許可が必要ですか。・・・・・・・・・・	16
問2-24	屋外広告物の許可申請はどのように行えばよいですか。・・・・・・・・	18
問2-25	新規申請や更新申請はいつまでに提出すればよいですか。・・・・・・・・	18
問2-26	屋外広告物の表示・設置の際に、許可申請以外に必要な手続きがありますか。・・・・・・・・	19
問2-27	許可申請書の申請者は誰ですか。・・・・・・・・・・	19
問2-28	フランチャイズ展開している店舗の看板の分割申請は可能ですか。・・・・	20
問2-29	集合看板の許可申請は誰が行いますか。・・・・・・・・・・	20
問2-30	同一の敷地に複数の店舗が存在する場合の許可申請はどのようにすればよいですか。・・・・・・・・・・	20
問2-31	営業所・事業所等の店舗敷地から分断された敷地に自社の広告物を設置す	

	る場合、許可が必要ですか。・・・・・・・・・・	21
問2-32	許可不要の自家用広告物を表示・設置した後で一般広告物を追加した場合、一般広告物のみ許可を受ければよいですか。・・・・・・・・・・	21
問2-33	自家用広告物を表示等する店舗が閉店し、当該表示等を白塗りした場合、当該広告物は一般広告物となりますか。・・・・・・・・・・	22
問2-34	自家用広告物と管理用広告物が分離して設置されている場合はどの部分について許可が必要となりますか。・・・・・・・・・・	22
問2-35	のぼり旗の面積の算定はどのように行いますか。・・・・・・・・・・	22
問2-36	屋外広告物の変更・改造許可申請は、どのような場合に必要となりますか。・・・・・・・・	23
問2-37	広告物の「変更」と「改造」の違いは何ですか。・・・・・・・・・・	23
問2-38	「変更申請」と「改造申請」の許可期間はどのようになりますか。・・・・・・・・	23
問2-39	デジタルサイネージ広告で、複数の広告を表示している場合、そのうちの数枚を短期間で更新する(スポット広告など)場合も変更許可が必要ですか。・・・・・・・・	24
問2-40	既存の看板の形状、面積、色彩を変更せずに、文字の表示内容のみを変更する(例えば、商品名を書き換える)場合、変更許可が必要ですか。・・	24
問2-41	既存の広告物に新たに外側に照明器具を取り付ける場合、変更許可が必要ですか。・・・・・・・・・・	24
問2-42	自治会の地域活動のお知らせ等を掲示板に掲示している広告物を貼り替える場合でも、その都度変更許可が必要ですか。・・・・・・・・・・	24
問2-43	集合看板(自家用広告物)の一部を撤去する場合、申請はどのようにすればよいですか。・・・・・・・・・・	24

＜3 屋外広告物の許可基準及び手数料＞

問3-1	屋外広告物の許可基準はどうなっていますか。・・・・・・・・・・	26
問3-2	許可を受けるための手数料の額はいくらですか。・・・・・・・・・・	26
問3-3	申請してから許可されるまで、どのくらいの期間がかかりますか。・・・・	26
問3-4	壁面等に広告物を直接塗装している場合の表示面積はどのように算定しますか。・・・・・・・・・・	26
問3-5	建物の壁面などに文字を切り抜いて表示(立体文字を貼付)したり、一文字ごとに板面に表示する壁面広告物の面積の算定はどのように行いますか。・・・・・・・・	27
問3-6	答3-4及び答3-5で示された各広告物について、許可地域と規制のない地域にまたがって表示等される場合、許可が必要ですか。・・・・・・・・	27
問3-7	会社のロゴマークや社章などの面積の算定はどのように行いますか。・・・・	28
問3-8	立体造形物の面積の算定はどのように行いますか。・・・・・・・・・・	28
問3-9	建物などの壁面に貼り付けている切り抜き文字や照明器具を内蔵した自立	

式広告物の広告板の厚みなども立体的な広告物として出幅や奥行きを面積に算入しますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

問3-10 自立式広告物（一般広告物）の面積基準 30 m²以内とは片面の面積ですか。それとも表裏両面の合計面積ですか。・・・・・・・・・・28

問3-11 集合看板の面積の算定はどのように行いますか。・・・・・・・・・・29

問3-12 自立式広告物に懸垂幕を取り付けた場合、面積の算定は自立式広告物と懸垂幕それぞれの基準に応じて算定されますか。・・・・・・・・・・29

問3-13 照明器具を取り付けた広告物の高さについては、広告物のみの高さですか、それとも照明器具も含んだ高さですか。・・・・・・・・・・29

問3-14 キャスター付きのスタンド看板や据え置き型の看板は広告物の許可基準に類型化されていませんが、どのような基準で許可されますか。・・・・30

問3-15 壁面広告の密着するものと密着しないものとの違いは何ですか。・・・・30

問3-16 ひとつの壁面の考え方について教えてください。・・・・・・・・・・30

問3-17 屋上広告物の許可基準にある建築物の高さとは、広告物を設置する屋上床面までの高さのことですか。・・・・・・・・・・31

問3-18 建築物の塔屋の壁面に設置している広告板は、屋上広告物ではなく、壁面広告物ですか。・・・・・・・・・・31

問3-19 手数料の算定はどのように行いますか。・・・・・・・・・・31

問3-20 同一敷地内に複数種類の広告物がある場合の手数料の算定はどのように行いますか。・・・・・・・・・・32

問3-21 自立式広告物や屋上広告物で、広告物が板面全体ではなく、一部に表示されている場合の手数料の算定はどのように行いますか。・・・・・・・・・・33

問3-22 自立式広告物や屋上広告物で、白地となった場合の手数料の算定はどのように行いますか。・・・・・・・・・・33

問3-23 同じ面に記載されている「P」や、ガソリンスタンドの「セルフ」は面積の算定に含まれますか。・・・・・・・・・・33

問3-24 変更申請時、両面の自立式広告物で、片面のみ変更する場合の面積の取扱いはどうなりますか。・・・・・・・・・・34

問3-25 一面のうち一部を変更する場合の面積の取扱いはどうなりますか。・・・・34

問3-26 一面のうち一部を白地に変更する場合の面積の取扱いはどうなりますか。・・・・・・・・・・35

問3-27 公共的目的の記載がされており、広告主などの許可対象が混在する場合の取扱いはどうなりますか。・・・・・・・・・・35

問3-28 営業内容に関連したイメージのオブジェを掲示する場合、屋外広告物として取り扱いますか。また、広告物として取り扱う場合、面積はどのように算定しますか。・・・・・・・・・・36

<4 屋外広告物の点検・管理>

問4－1	点検が必要な屋外広告物の範囲を教えてください。・・・・・・・・・・	37
問4－2	点検は誰が行いますか。・・・・・・・・・・	37
問4－3	点検はどのように行えばよいですか。・・・・・・・・・・	38
問4－4	点検はいつ行えばよいですか。・・・・・・・・・・	38
問4－5	点検を行った後は、全て市に報告書を提出しないといけないのですか。・・	38
問4－6	複数の屋外広告物の許可申請をする場合、屋外広告物点検報告書を1枚に することは可能ですか。・・・・・・・・・・	39
問4－7	管理者とは何のために設置するのですか。・・・・・・・・・・	39
問4－8	管理者には誰がなりますか。また、資格等が必要ですか。・・・・・・・・	39
問4－9	管理者と点検者は同一人でないといけないのですか。・・・・・・・・	39

<5 県条例から市条例への変更>

問5－1	市条例が施行されることにより既存の広告物が不適合になる場合、すぐに 撤去等をしないといけないのですか。・・・・・・・・・・	40
問5－2	事前協議とは何ですか。・・・・・・・・・・	40
問5－3	申請予定の地域が制限地域なのか自分で調べる方法がありますか。・・・・	41

<1 屋外広告物の定義>

【問 1－1】屋外広告物とはどのようなものですか。

【答 1－1】（手引P 3～P 5を御参照ください）

以下の4つの要件を全て満たしているものをいいます。

（1）常時又は一定の期間継続して表示されるもの。

・「表示」とは、自立・定着して表示されるものをいい、一定の観念、イメージ等を伝えるものです。（参照：【答 1－4】）

また、土日祝日が定休日で、シャッターで表示されなくなる場合も一定期間継続して表示されていることになります。（参照：【答 1－5】）

（2）屋外で表示されるもの。

・「屋外」とは、広告物が建物等の外側にあることをいい、屋内から窓ガラス等を通じて表示されるものは該当しません。

（3）公衆に表示されるもの。

・建物等の外側にあっても、例えば、建物で囲まれた中庭に向かって表示されている場合や、駅等の改札口の内側の人に対して表示されている場合は、特定の人に向けたものなので「公衆に表示」とはいいません。

（4）看板、立看板、はり紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

・「その他の工作物等」とは、塀、道路上の柵、煙突等を指しており、これらを利用したものも含まれます。

※岩国市の重要文化的景観区域では、特定屋内広告物も屋外広告物と同様に「屋外広告物等」として、一定の基準を設けます。

また、広告物を掲出するための枠や支柱、掲示板など（＝掲出物件）も「屋外広告物等」に含まれます。

屋外広告物等＝屋外広告物+特定屋内広告物+掲出物件

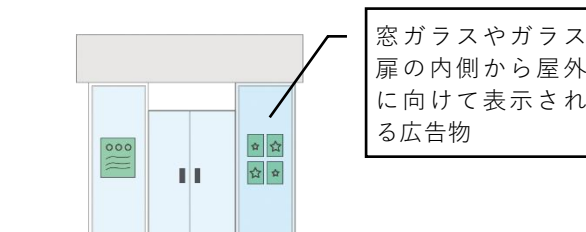
【問 1－2】特定屋内広告物とはどのようなものですか。

【答 1－2】（手引P 3を御参照ください）

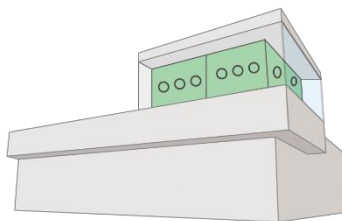
以下の二つの要件を全て満たしているものをいいます。

（1）建物の窓ガラスやガラス扉などの内側の面に直接描いたり、貼ったりするなどして、常時又は一定の期間、継続して屋外の公衆に表示される広告物

（例）



- (2) 開口部等の内側において直接又は間接に建築物に定着させる広告物で、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物
(例)



【問１－３】屋外広告物にはどのような種類がありますか。

【答１－３】

岩国市では、以下のとおりに分類しています。

なお、材質や形状等により種類が不明である場合は、景観整備課に御確認ください。

No	名称	説明
1	屋上広告物	建築物の屋上に定着させて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（パラペット、転落防止柵等に表示し、又は設置するものを含み、気球広告及び建築物の壁面（塔屋の壁面等）に密着させて表示し、又は設置するものを除く。）をいう。
2	壁面・屋根面広告物	建築物の壁面又は屋根面に密着させて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（はり紙等を除く。）をいう。
3	塀・垣広告物	塀、垣その他これらに類するものに密着させて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（はり紙等を除く。）をいう。
4	突出広告物	建築物の壁面に密着させずに、定着させて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。
5	自立式広告物	地上に建てて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。
6	はり紙等	はり紙、ポスター、ビラ、はり札その他これらに類するものをいう。
7	立看板等	立看板、立札その他これらに類するものをいう。
8	横断幕等	横断幕、懸垂幕、のれんその他これらに類するものをいう。
9	広告旗等	広告旗、のぼりその他これらに類するものをいう。
10	電柱、街灯柱等を利用する広告物又はこれを掲出する物件	電柱、街灯柱等から突き出し、若しくはこれらに巻きつけ、若しくは直接描いて表示する広告物又は突出広告を掲出する物件（立看板等を除く。）をいう。

【問１－４】屋外で配布するビラやチラシも屋外広告物となりますか。

【答１－４】

人に手渡しする場合は、【答１－１】要件（１）を満たさないため、屋外広告物に該当しません。しかし、これらを電柱や塀などに貼り付けるなど定着して表示する場合は屋外広告物に該当します。

【問１－５】１日のうち、営業時間中のみ表示・掲出している場合でも、一定の期間継続して表示されるものとして屋外広告物となりますか。

【答１－５】

１日のうち、数時間しか表示していない場合でも、同一場所での継続的な事業活動が認められ、その営業のために表示・掲出する場合は一定の期間継続して表示するものとして屋外広告物となります。

【問１－６】屋内の窓ガラスにシールなどを貼って屋外に向けて表示するものは屋外広告物となりますか。

【答１－６】

シールなどが屋内側に貼られている場合は、【答１－１】要件（２）を満たさないため、屋外広告物に該当しません。なお、単に屋内にあるのぼり旗等が屋外に見えている場合等も同様です。

ただし、シールの内容が広告物に該当するものを内側から外側に向けて貼る場合、特定屋内広告物に該当します。

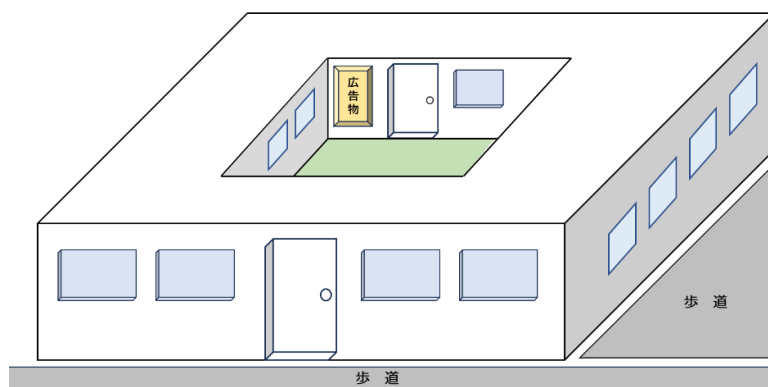
また、窓ガラスの外側に貼る場合は、屋外広告物に該当します。

【問１－７】建物が閉鎖的な中庭を有しており、中庭に向かって建物外に表示する広告物も屋外広告物となりますか。

【答１－７】当該中庭が建物の外壁等により車道や歩道などから分断されており、歩行者

などの目に触れることなく表示されている（広く公衆に表示されていない）場合は、屋外広告物には該当しません。

例



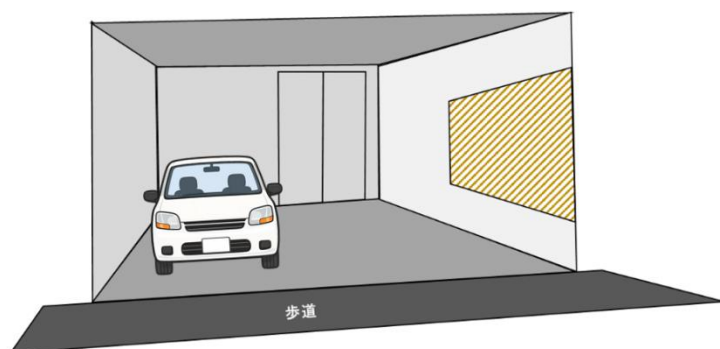
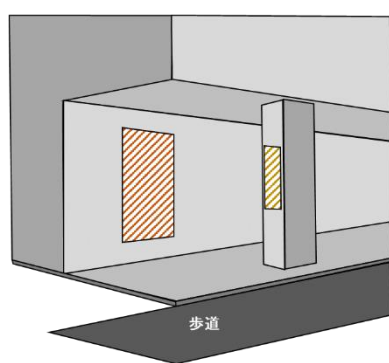
【問１－８】建物の構造上、扉等を設けず、歩道等から直接建物内へ誘導する通路を有する場合、当該通路や柱に表示する広告物は屋外広告物となりますか。

【答１－８】

屋外広告物に該当するかどうかは、その設置場所が建築基準法上の建築面積に算入されるかどうかで判断します。建築面積に算入されない場所に設置される場合は、屋外広告物として取り扱います。

下図のように、上屋のある回廊や車庫の内部など、外気に開放された場所であっても、建築面積に算入される部分は建物内部とみなします。したがって、これらの場所に設置されたものは屋外広告物には該当しません。

ただし、「特定屋内広告物」として取り扱うため、第１種・第２種・第３種制限地域においては、面積算定の対象に含める点に注意してください。（参照【答１－２】及び【答２－１３】）



【問１－９】音楽や音声など、音による宣伝は屋外広告物となりますか。

【答１－９】

音響による広告は、【答１－１】要件（４）を満たさないため、屋外広告物に該当しません。

【問１－１０】建物等のライトアップやレーザー光線による照明は屋外広告物となりますか。

【答１－１０】

サーチライトやレーザー光線等による光や照明は、音による宣伝と同様に屋外広告物に該当しません。ただし、周辺の道路交通状況によっては、道路交通法等別の法律により禁止される場合があります。

なお、いわゆるプロジェクションマッピングのように固定された機器により建物の外壁等に投影され、一定の観念やイメージなどを表示する場合は、屋外広告物に該当します。

【問１－１１】建物等の外側に写真や絵画を表示する場合、当該写真や絵画は屋外広告物となりますか。

【答１－１１】

写真や絵画は、表示する内容とこれを表示する広告主の事業との関係がない場合、屋外広告物に該当しません。

【問１－１２】建物の壁面に着色されただけの模様や外壁の仕上げとしての模様は屋外広告物となりますか。

【答１－１２】

単なる模様・デザイン、彩色・壁画などは、通常は規制対象としません。

しかし、それらが特定企業のロゴマークであったり、企業のシンボルカラーとして表示されていると判断される場合や、営業内容と密接な関連を有している場合（例えば立体駐車場の壁面に自動車の絵が描かれているような場合）などは規制対象とします。

【問１－１３】コンビニエンスストアで店舗外周に取り付けられている帯装飾はどのように扱えばよいですか。なお、当該装飾は、文字はありませんが、店のシンボルカラーに光るネオン板で、建物本体に取り付けられたものです。

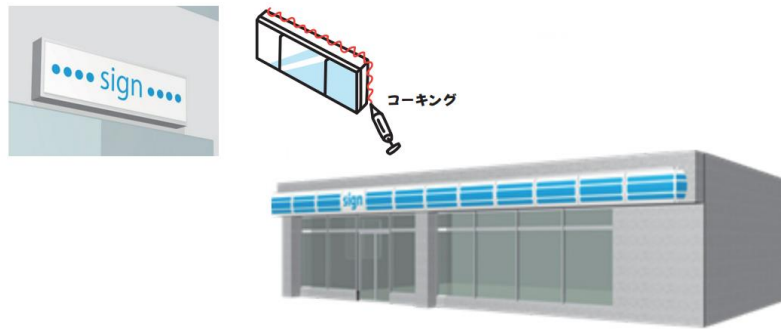
【答１－１３】

次の（１）及び（２）の観点から屋外広告物（壁面広告物）として取り扱います。

（１）文字はなくても、店のシンボルカラーが公衆に一定の観念（特定のコンビニエンスストアであること）を明確に伝達している。

（２）壁面に塗布あるいは接着したものである。

例



【問１－１４】「のれん」も屋外広告物ですか。

【答１－１４】

他の屋外広告物と同様、自己の氏名、名称、店名又は商標、自己の事業や営業内容、取り扱う商品等が表示されている「のれん」は屋外広告物に該当します。屋外広告物に該当する場合、「のれん」全体が面積算定の対象になります。

【問１－１５】「ちょうちん」も屋外広告物ですか。また許可期間はどのようにしますか。

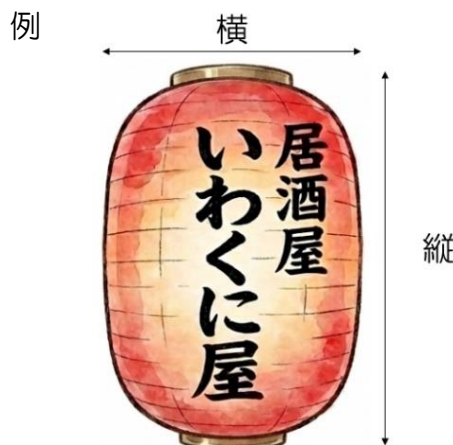
【答１－１５】

他の屋外広告物と同様、自己の氏名、名称、店名又は商標、自己の事業や営業内容、取り扱う商品等が表示されている「ちょうちん」は屋外広告物に該当します。

算定する面積については、文字が書かれている面を正面から見た「ちょうちん」全体の輪郭（縦×横）が面積算定の対象になります。

また、建築物に「ちょうちん」が設置されている場合、突出広告物として扱い、許可期間も突出広告物の許可期間とします。

なお、内照式の場合、算出した金額の２倍に相当する額となります。



＜2 屋外広告物の許可申請手続＞

【問2－1】屋外広告物を表示・設置する時は、どのようなものでも許可が必要ですか。

【答2－1】

全ての屋外広告物の表示・設置に許可申請が必要ということではありません。

屋外広告物の表示・設置ができない場所（**制限地域**）、物件（**禁止物件**）、表示・設置するのに許可が必要な場所（**許可地域**）がそれぞれ定められています。

詳しくは、手引P6～P16を御覧ください。

（禁止物件：手引P6を参照してください）

（制限地域：手引P8～P16を参照してください）

（許可地域：手引P9～P16を参照してください）

また、一部の広告物については基準を満たせば許可申請なく表示・設置ができる場合や、許可申請により表示が可能となるものがあります。（適用除外広告物：手引P17～P18を参照してください）

【問2－2】季節的な風習や地域のお祭りなどの際の装飾にも許可が必要ですか。

【答2－2】

冠婚葬祭などのため、慣習上一時的に表示する装飾や案内については、許可は不要です。ただし、禁止物件には表示・設置できません。

なお、これらの装飾に企業名や商品名等を表示するときは、許可申請が必要となる場合があります。

【問2－3】制限地域とされている「病院」とはどのようなものですか。

【答2－3】

医療法に定める「病院（病床が20床以上の医療機関）」のことをいいます。

【問2－4】制限地域及び許可地域のうち道路・鉄道区間に記載されている「10戸以上の家屋が連たんして接続する区間」とは何ですか。

【答2－4】

道路又は線路の両側に10戸以上の家屋が連たんして建築されている区間のことです。

連たんは当該地周辺が市街化されているかどうかを判断するため、以下に照らして判断します。

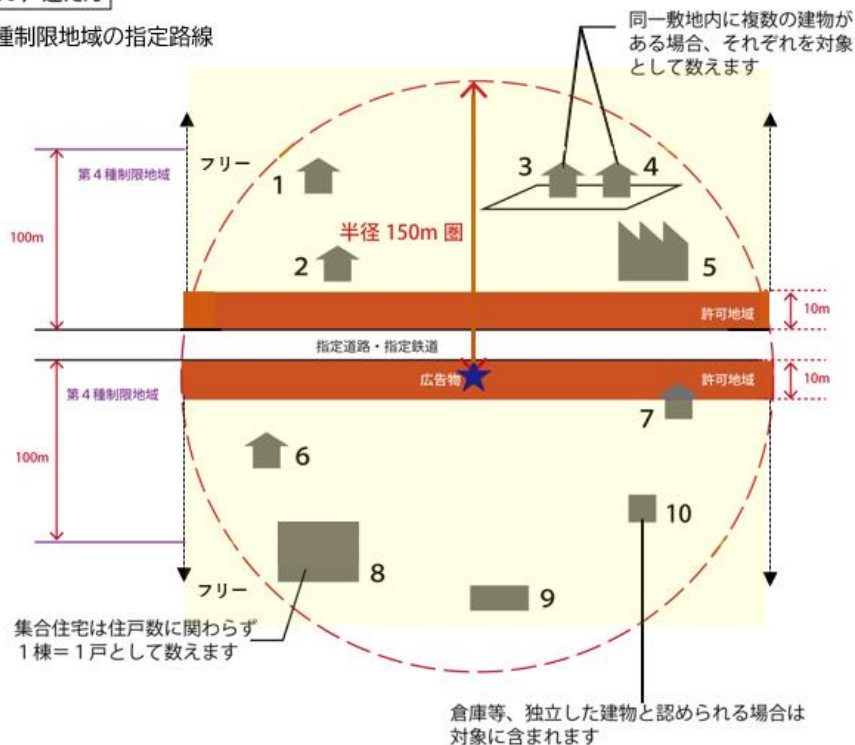
①家屋とは必ずしも住居のみを対象とするものではなく、例えば倉庫のように他の建物と独立したものであると認められる場合には対象とする。また、アパート等の集合住

宅については部屋数や住戸数に関わらず、一つの家屋として扱う。

②広告物を中心として、半径 150mの範囲内を対象とする。

家屋 10 戸連たん

第 4 種制限地域の指定路線



【問 2－5】規制対象の道路・線路の区間から一定の範囲が規制対象地域となりますが、当該道路・線路から直接目視できない広告物も規制対象となりますか。

【答 2－5】

山や谷などの自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合は、その地域は規制対象外となります。

ただし、家屋が連たんしている場合等的人為的障害物により当該広告物自体は視認できないものの、広告物の設置場所を含む一円の地域が展望できる場合は、その地域は規制対象となります。

なお、トンネルに接続する地域については規制対象外となります。

【問 2－6】国及び地方公共団体（以下「国等」という）以外の者が、国等が作成した広告物を表示・掲出する場合、内容を問わず、適用除外広告物としてよいですか。

【答 2－6】

国等以外の者が表示・掲出する場合、単に「国等が作成したもの」という理由だけでは、直ちに適用除外になるというわけではありません。掲出内容が、公共的目的（社会一般の利益、福祉に役立つもの）を達成するためのものであることが原則です。

単なる観光宣伝や、特定の企業を利するもの、営利目的とみなされるものは、公共的目

的とは解さないため注意が必要です。そのうえで、共通基準に適合している場合に限り、適用除外として取り扱います。

【問２－７】公の施設の指定管理者が、屋外広告物を表示・掲出する場合、適用除外広告物としてよいですか。

【答２－７】

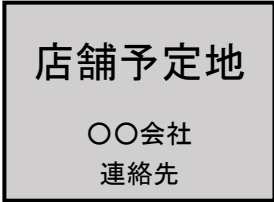
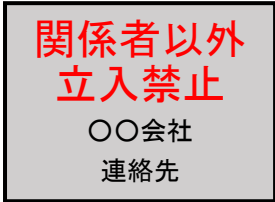
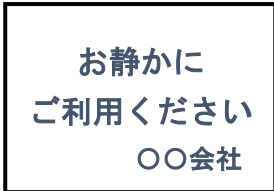
指定管理業務を遂行する上で、公共的目的をもって表示・掲出し、所有権が当該自治体に帰属する広告物については、岩国市屋外広告物等に関する条例第６条第１項第２号に該当するものとし、適用除外広告物として取り扱ってください。

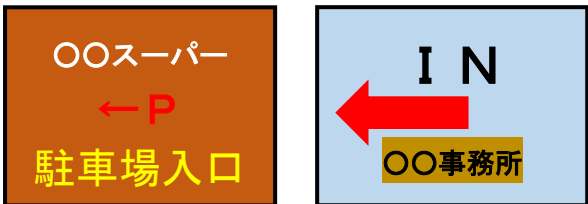
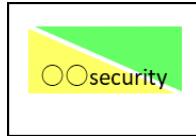
【問２－８】適用除外広告物のうち、管理用広告物とはどのようなものですか。

【答２－８】

管理用広告物とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等をいいます。管理用広告物は許可不要で表示・設置できますが、あくまで管理用ですので、管理のための必要最低限の情報の表示である必要があります。禁止物件にも表示できます。

管理上必要な表示の文字の面積に対して、店名やロゴ等の面積が大きいものは、管理用広告物ではなく、自家用広告物として取り扱います。

管理用広告物の例示①			
管理表記＋社名		駐車場利用時間	
	管理用表示に対して、社名表示が同じ大きさ若しくは小さいもの		※店舗の「営業時間」と記載しているものは対象とならない
		利用上の注意書き	
			注意書きが主で店舗の営業に関する記載のないもの

管理用広告物の例示②	
施設敷地内の誘導案内  社名表示が管理用表記と同じ大きさ 若しくは小さいもの。	工事現場等に掲げる注意書き  警備会社への加入を示すシール 

【問２－９】総量規制とは何ですか。

【答２－９】

総量とは、一つの事業所等の敷地にある広告物全ての面積を合計した面積をいいます。

第１種制限地域、第２種制限地域及び第３種制限地域では、広告物を表示できる上限値（基準値）を定めています。制限地域ごとに基準値がありますので、特定屋内広告物を含めて基準値の範囲内で広告物を表示してください。

区分	基準値
第１種制限地域	10 m ²
第２種制限地域	20 m ²
第３種制限地域	30 m ²

【問２－１０】緩和措置とは何ですか。

【答２－１０】

総量規制のある地域で敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、総量制限の緩和制度を設けています。ただし、緩和が過大にならないように、上限値（50 m²）を設けます。

〔総量規制の基準値〕

区分	基準値
第１種制限地域	10 m ²
第２種制限地域	20 m ²
第３種制限地域	30 m ²

この表の規定にかかわらず、次の算式により算出した値を基準値とします。（ただし、算出後の値が 50 m²を超える場合は、50 m²を基準値とします。）

（算式）区分ごとの基準値×敷地面積／1,000 m²

例：第 1 種制限地域で敷地面積が 2,000 m²の場合、10 m²の総量制限が 20 m²に緩和されます。

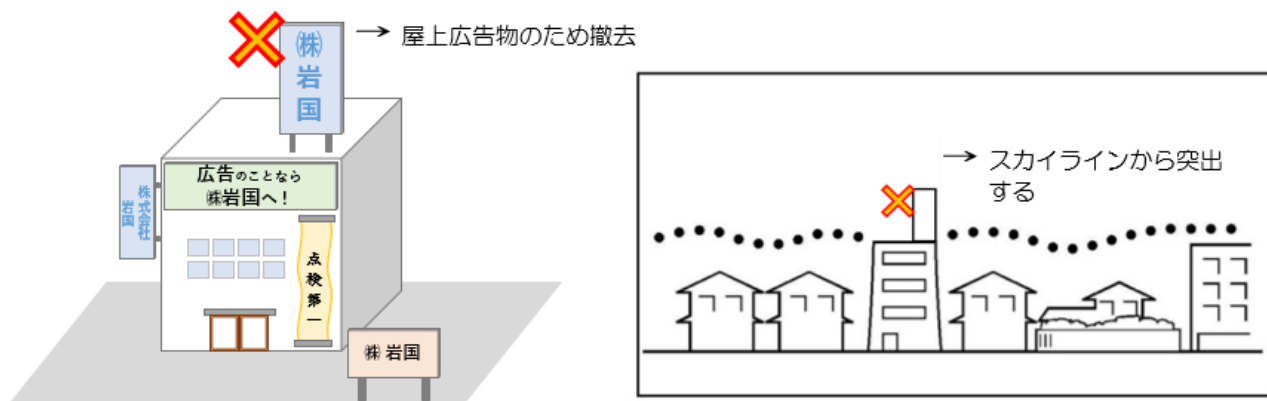
【問 2－11】屋上広告物に制限はありますか。

【答 2－11】

周囲より突出した規模の広告物が立地すると、まちなみ全体へ影響を与えるとともに、日照や通風等も含めた住環境にも影響が大きくなります。

錦帯橋、城山からの眺望の対象となる低層のまちなみ景観の保全のため、市条例では、**第 1 種制限地域、第 2 種制限地域及び第 3 種制限地域内の「屋上広告物」の設置を禁止**とします。

第 1 種制限地域、第 2 種制限地域及び第 3 種制限地域



※岩国市景観計画において、横山・岩国景観重点地区では、新たに屋上広告物を設置することを禁止しています。

【問 2－12】電飾看板に制限はありますか。

【答 2－12】

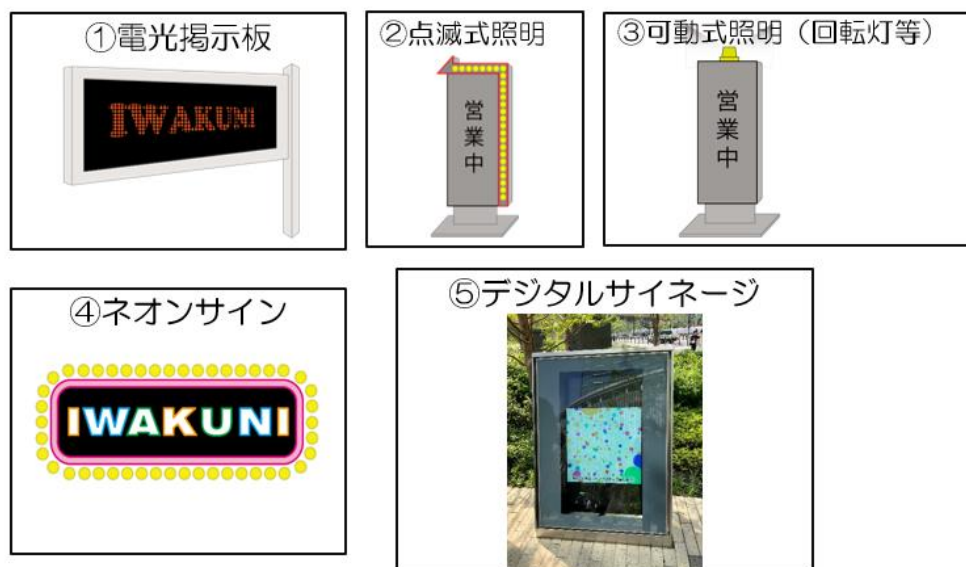
電飾看板については、光、動きを伴うため、周辺環境との調和がとれず、景観を阻害する恐れがあります。

市条例では、**第 1 種制限地域、第 2 種制限地域及び第 3 種制限地域内で電飾看板の設置**

を禁止とします。

第4種制限地域及び許可地域内では、「電球、ネオン管等が原則として露出していないものであること、点滅速度が緩やかなものであること」としています。

電飾看板の例



※岩国市景観計画において、横山・岩国景観重点地区では、「電飾看板は、使用しないこと」としています。

【問2-13】 特定屋内広告物の取扱いについて教えてください。

【答2-13】

市条例では、第1種制限地域、第2種制限地域及び第3種制限地域内の「特定屋内広告物」を規制対象（※）とします。

※禁止ではなく、「総量規制」や「算定面積」等の対象となります。

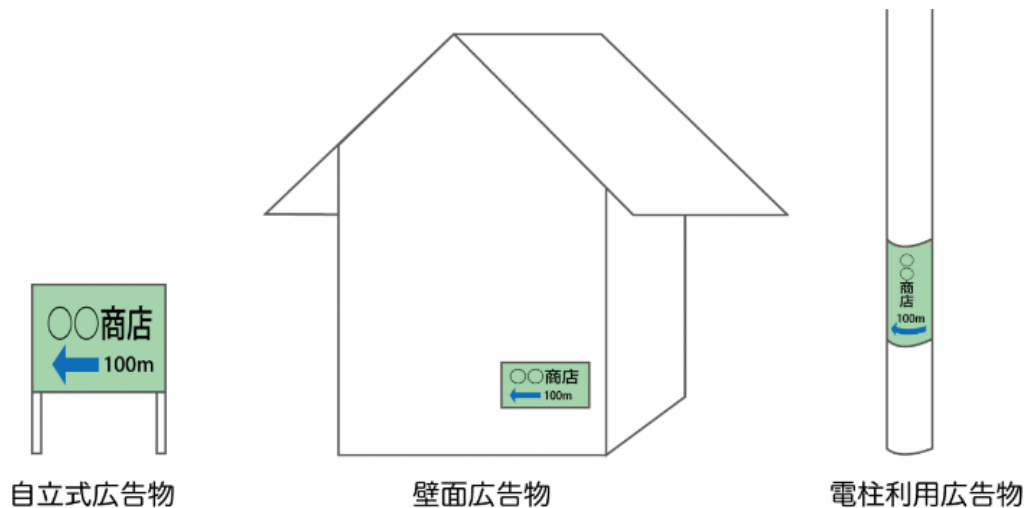
【問2-14】 案内誘導広告物の取扱いについて教えてください。

【答2-14】

案内誘導広告物とは、施設等への誘導を目的として、道路の分岐点や交差点、敷地への入口等において「施設又は場所の名称、方向、距離等」を表示したものをいいます。

第1種制限地域、第2種制限地域は、本市を代表する観光地でもあり、来訪者に対する誘導案内は事業活動上、一定程度は必要なため、自家用広告物ではありませんが、市条例では、市長の許可を受けた場合は、必要最低限の設置について可能とします。

(例)



許可の 対象	●第1種制限地域内又は第2種制限地域内で 事業活動を行う事業者
許可 基準	●1面1㎡以下かつ合計2㎡以下 ●一の誘導先につき3個以下 ●地域ごとの共通基準・個別基準に適合すること ●表示内容は、名称、方向、距離等、案内誘導の ために必要な最小限の表示

【問2-15】EV 充電器に関する屋外広告物は適用除外となりますか。

【答2-15】

EV 充電器を設置する場所の企業が EV 充電に関する事業をしておらず、設置する広告物が駐車場の位置のみを示すことを目的としている場合は、管理用広告物として取り扱います。

なお、EV 充電事業を主とする企業が設置する場合は、自己の事業に関する内容の広告物となるため、自家用広告物として取り扱います。

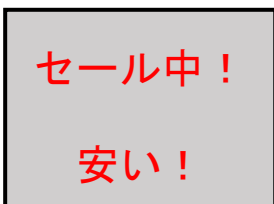
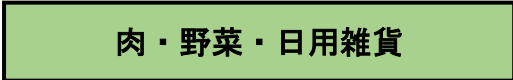
【問2-16】適用除外広告物のうち、自家用広告物とはどのようなものですか。

【答2-16】

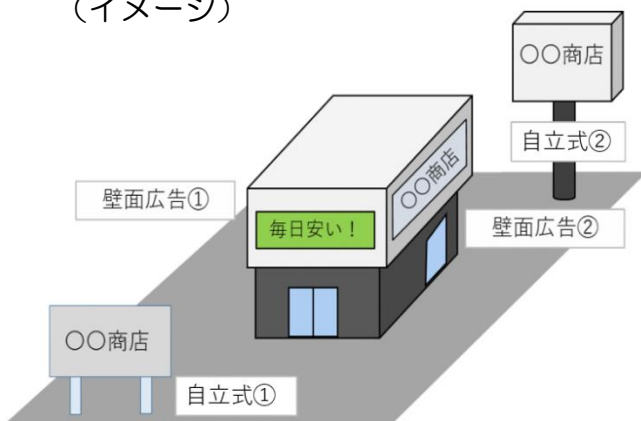
自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場その他これらに類する場所に表示・掲出する広告物等をいいます。

自家用広告物は、表示面積の合計が、第1種・第4種制限地域では5㎡以内、第2種・第3種制限地域及び許可地域では10㎡以内で、各地域の共通基準・個別基準を満たしている場合に限り、許可不要で表示・掲出できます。

なお、禁止物件には表示できません。

自家用広告物の例示	
社名・店舗名、事業内容の表示   	自社の営業に関わる表示      
取扱商品の表示  	

(イメージ)



広告物の表示面積の合計＝
 自立式①＋自立式②＋壁面広告①
 ＋壁面広告②の合計

【問２－１７】適用除外広告物のうち、一時的に表示・掲出する広告物とはどのようなものですか。

【答２－１７】

表示・設置期間が 30 日以内の広告物をいいます。

ただし、週 1 日の店休日等には掲示しない広告物であっても、同一箇所継続して営業を行い広告物を表示・掲出する場合は、「一定の期間継続して表示している」として取り扱うため、適用除外広告物とはなりません。（参照【答１－５】）

【問２－１８】屋外広告物の色彩基準はどうなっていますか。

【答２－１８】

山口県条例の許可基準から一部変更しています。ただし、周辺景観と調和するように使用してください。

市全域で、金色・銀色は使用可能とします。一般広告物の地色については、黒色は使用可能、赤系・黄系は彩度が10以下であれば使用可能とします。

また、第1種～第3種制限地域での基準は次の表のとおりです。

	第1種制限地域	第2種制限地域	第3種制限地域
岩国市 景観計画 における 景観形成 基準	区分： ・歴史散歩地区 ・うるおい住宅地区 基本事項： ・岩国城下町の文化的景観を継承することを目的に、和風の佇まいを基本とする。	区分： ・こまちなみ地区 基本事項： ・岩国城下町に由来する商業地として栄えてきた歴史と文化を継承することを目的に、町家や武家屋敷のモダンと調和した佇まいを基本とする。 ・岩国城下町として受け継がれてきた町割やまちなみの連続性の継承を基本とする。	ゾーン： ・市街地の景観ゾーン（岩国地域） 基本事項： ・錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲と調和した色彩による外観となるよう配慮すること。
		区分： ・ゆとり住宅地区 基本事項： ・岩国城下町の武家地として形成された、緑ゆたかな風格ある住環境を形成することを目的に、和のしつらえによる落ち着いた佇まいを基本とする。	
		区分： ・沿道にぎわい地区 基本事項： ・岩国城下町に由来する歴史や文化、商業地のにぎわいを継承しながら、風格と統一感のある通り景観を形成することを目的に、和のしつらえや近代建築等のモダンと調和した佇まいを基本とする。	
色彩①	蛍光色は使用禁止（金色・銀色は使用可能）		
色彩②	地色：Y（黄）・YR（オレンジ）系は彩度8以下、それ以外は彩度4以下（＊写真、和風の暖簾は除く）	地色：Y（黄）・YR（オレンジ）系は彩度8以下、G（緑）・GY（黄緑）B（青）・BG（青緑）系は彩度7以下、それ以外は彩度4以下（＊写真、和風の暖簾は除く）	

※各区分及びゾーンについての詳細は、岩国市景観計画の景観形成基準を、市のホームページ等でご確認ください。

【問2-19】自動販売機の取扱いはどうなりますか。

【答2-19】

自動販売機に表示されている企業名や商品名などは自家用広告物に該当します。

また、自動販売機を店頭に設置する場合、自動販売機は、建築物の広告物等から独立した事業所とみなし、1事業所当たりの合計の表示面積は、自動販売機だけ独立して算定し、建築物等の表示面積とは合算しません。

一般的な自動販売機は大きさの条件から多くの広告物を表示できないため、単体で見れば申請不要となる場合が多いと思われます。

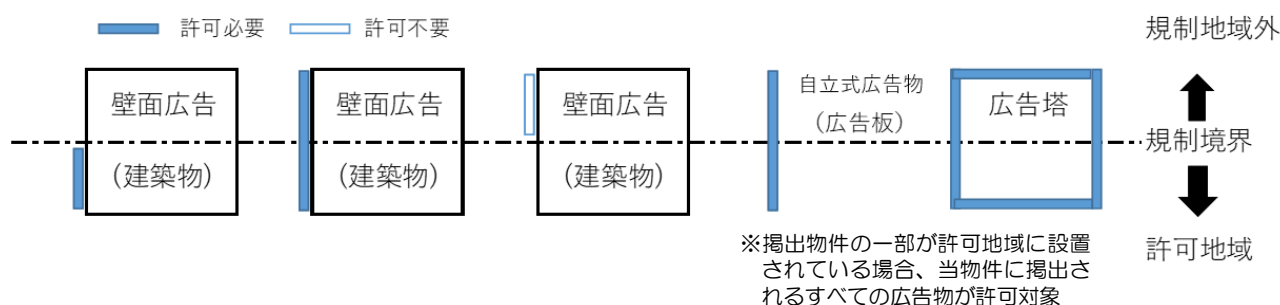
【問2-20】広告物が規制地域と規制のない地域にまたがって設置される場合、許可が必要です。

【答2-20】

広告物が規制地域と規制のない地域や許可地域と制限地域にまたがって表示・設置される場合は、規制が強いほうの基準が優先されます。

また、広告物が制限地域と許可地域、又は種別の異なる制限地域間にまたがって表示・設置される場合は、規制が厳しい方の基準が適用されます。

（例：許可地域と規制のない地域にまたがっている場合）



【問2-21】表示内容が未定なため、広告板の表示面を白地や骨組みのまま設置したいのですが、許可が必要です。

【答2-21】

広告板や広告塔は、掲出物件に当たるため、表示面が白地の場合でも許可が必要です。集合看板の一部が白地の場合でも、白地部分を含めた全体については許可が必要です。

また、白地部分に新たな表示内容が決定した際には、変更許可が必要となります。

なお、骨組みにする場合でも、許可が必要です。ただし、面積の算定が困難のため、1㎡未満のものとして取り扱います（参照【答3-22】）。



【問2-22】工事現場のフェンスや足場に広告物を表示する場合、許可が必要です。

【答2-22】

工事現場のフェンスや足場に表示する広告物も、常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されているため許可が必要です。

ただし、管理用広告物（参照【答2-8】）や他の法令の規定により表示するもの（建設業の許可標示、建築確認済証等）は許可不要です。

【問2-23】ガソリンスタンドのキャノピーのように、柱のみで壁がない屋根の下に広告物を表示する場合、許可が必要です。

【答2-23】

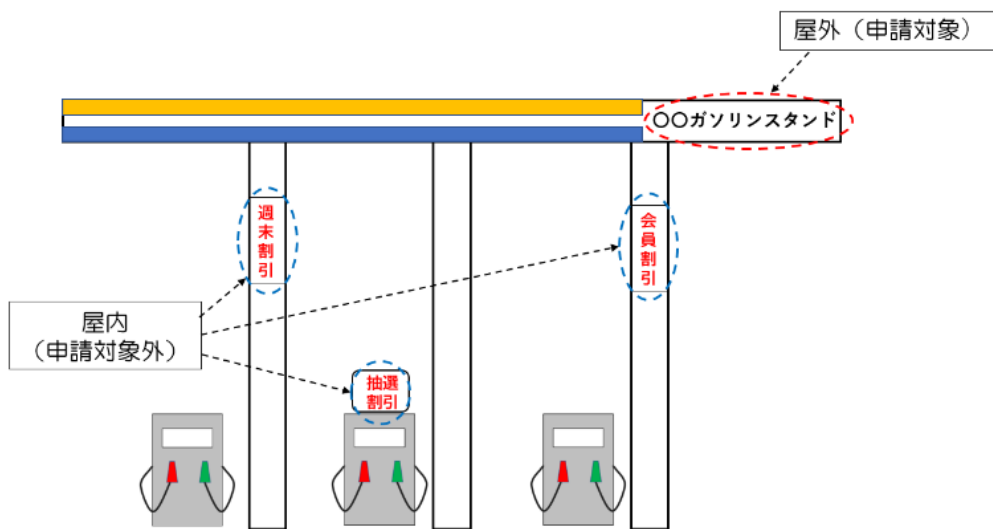
広告物の設置場所が屋内であるか屋外であるかについては、設置場所が建築基準法上、建築面積に算入されるかどうかで判断します。

車庫の内部、上屋のある回廊、ガソリンスタンド等のキャノピーの下等、外気にさらされる場所であっても、建築面積に算入される部分については建物の内部として取扱います。

なお、キャノピーの下については、屋根の先端から1m後退した部分より内側を建築面積に算入します。（第1種制限地域、第2種制限地域及び第3種制限地域においては、建築面積内の広告物も、広告物の面積算定には含みます。）

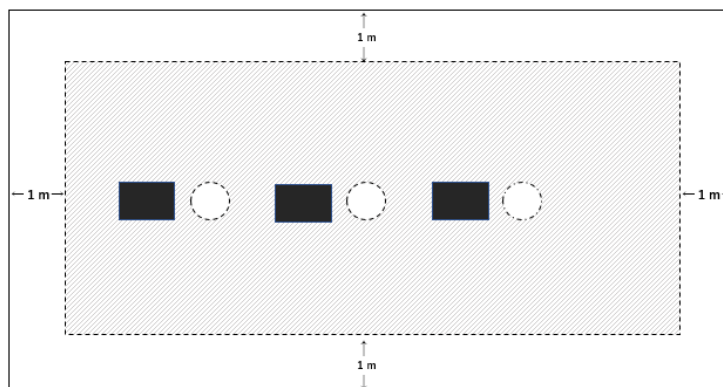
ただし、管理用広告物や、他の法令の規定により表示するもの（ガソリンスタンドの「セルフ」等の表示）は許可不要です。

横から見た図



屋根の内部であれば、申請対象外です。
（屋根の先端から1m後退した部分より内側）

上から見た図



屋根の先端から1m後退した部分より内側
（広告物の申請対象外エリア）

【問2-24】屋外広告物の許可申請はどのように行えばよいですか。

【答2-24】（手続の流れは、手引P45を参照してください）

許可の申請に当たっては、関係書類を添えて、景観整備課に提出してください。

なお、提出前に、広告物の大きさや形状の概略、広告物の掲出予定場所、広告物の内容などについて事前協議を行ってください。

また、申請に当たっては、所定の手数料がかかります。（手数料は、手引P64を参照してください。）

<新規申請>

○屋外広告物等許可申請書

○関係書類（※下記◆を参照。また、はり紙等は現物を添付すること）

○屋外広告物等安全点検報告書一式（既存広告物の新規申請の場合のみ）

※安全点検報告書、実施者の資格を証する書類、点検写真（申請前3か月以内のもの）

<変更・改造申請>

○屋外広告物等許可申請書

○関係書類（※下記◆を参照。また、変更・改造の内容を明示したもの）

<（期間の）更新申請>

○屋外広告物等許可申請書

○関係書類（※下記◆を参照）

○屋外広告物等安全点検報告書一式

※安全点検報告書、実施者の資格を証する書類、点検写真（申請前3か月以内のもの）

◆関係書類（各申請共通）

- ・見取図：表示・設置の場所を示したもの
- ・模写図：広告物の形状、寸法、色彩、意匠、構造、地上からの高さを示したもの
※工作物・建築物等を利用する場合はそれらとの関係・構造を示したもの
- ・地色のマンセル値が分かるもの（模写図に追記してください）

【問2-25】新規申請や更新申請はいつまでに提出すればよいですか。

【答2-25】

<新規申請>、<変更・改造申請>

表示又は設置工事の**施工前**に許可申請を行い、許可書の交付を受ける必要がありますので、**事前協議**を行ってください。

＜（期間の）更新申請＞

許可期間満了日の10日前までに更新許可の申請を行う必要があります。

【問2-26】屋外広告物の表示・設置の際に、許可申請以外に必要な手続きがありますか。

【答2-26】

広告物の表示・設置場所や種類、大きさ・形状などにより、他法令の規定による許可や届出が必要になる場合があります。

これらに該当する場合は、関係機関とも協議を行ってください。（手続きの内容によっては、屋外広告物の許可申請書が必要になる場合があります。）

また、他者が所有・管理する土地や物件に広告物を表示・設置する場合は、必ず事前に土地や物件の所有者・管理者等の承諾を得てください。

主な他法令等による手続きと窓口		
内容	申請等の手続き	担当窓口
道路上に設置するとき	道路占用許可申請	国道：国土交通省岩国国道維持出張所 県道：山口県岩国土木建築事務所 市道：岩国市道路課
工事等で道路を使用するとき	道路使用許可申請	岩国警察署
高さ4mを超える広告物を設置するとき	建築(工作物)確認申請	岩国市建築指導課
都市計画法上の防火地域内に設置するとき	看板等の防火措置	
都市計画法上の地区計画区域内で届出対象となる行為	地区計画区域内における行為の届出	岩国市都市計画課
景観法上の景観計画区域内で届出対象となる行為（第1種～第3種制限地域は除く）	景観計画区域内における行為の届出	岩国市景観整備課
気球(アドバルーン)を設置するとき	水素ガスを充てんする気球の設置届	岩国地区中央消防署
ネオン管灯設備を設置するとき	ネオン管灯設備設置届	

【問2-27】許可申請書の申請者は誰ですか。

【答2-27】

申請者は、広告業者に表示・設置することを依頼した広告主、スポンサー、事業用地の運営者、貸看板等を設置する屋外広告業者から適切な方を選定してください。

【問2-28】フランチャイズ展開している店舗の看板で、店名や商品名は本部が管理していて、その他の誘導案内や運営会社名の看板は地元の運営会社で管理しています。この場合、申請は一括して行う必要がありますか。それとも本部申請分と地元運営会社申請分とに分けて申請することが可能ですか。

【答2-28】

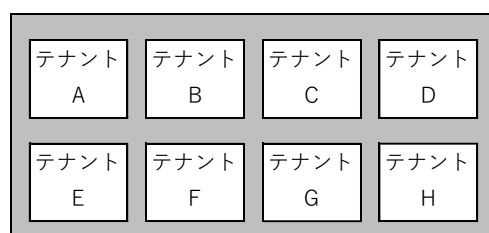
フランチャイズチェーンなど、看板の規格・デザイン等を本部会社が管理している等の理由により、当該店舗の運営会社が一括して行えない場合は、本部申請分及び地元運営会社申請分に分けて申請することは可能です。

ただし、自家用広告物の申請が必要な「第1種・第4種制限地域5㎡超、第2種・第3種制限地域及び許可地域10㎡超」の判断は、両者の広告面積を含めた面積で計算します。

【問2-29】集合看板の許可申請は誰が行いますか。

【答2-29】

一つの広告板等に複数の企業名等を掲出する集合看板については、原則として代表者が一括して行ってください。代表者としては、テナントの代表企業や事業用地の管理者、集合看板の設置者などが考えられます。



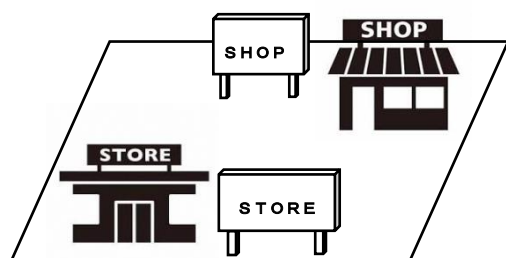
【問2-30】同一の敷地に複数の店舗が存在する場合の許可申請はどのようにすればよいですか。

【答2-30】

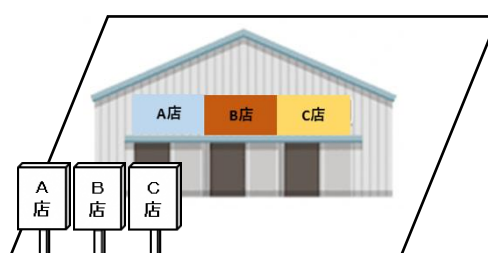
一つの敷地内に複数の建物がありそれぞれの建物が別店舗として利用されている場合や、長屋形式の店舗で各テナントの利用部分が壁で完全に分離された場合であれば、店舗・テナントごとに広告物の申請をしてください。

ただし、ショッピングセンターのように、各テナントが同一フロアを区分して利用している場合は、全体を一つの店舗として広告物の申請をしてください。

○同一敷地に複数の店舗



○長屋形式の店舗



○同一フロアを区分して利用する店舗



【問2-31】営業所・事業所等の店舗敷地から分断された敷地に自社の広告物を設置する場合、許可が必要です。

【答2-31】

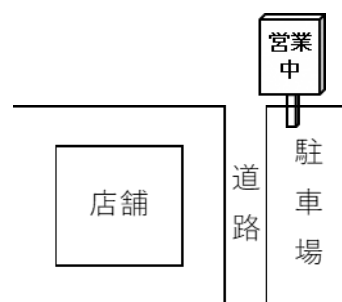
営業所・事業所等の店舗敷地から分断された敷地に店舗名や営業に関する表示をする場合、当該敷地が営業店舗の一部として機能しているものであれば自家用広告物と判断します。

したがって、店舗側との表示面積の合計が「第1種・第4種制限地域5㎡以内、第2種・第3種制限地域及び許可地域10㎡以内」であれば許可は不要です。

(ただし、各地域の共通基準・個別基準を満たしていること)

例えば、道路を挟んで店舗と駐車場が分断されている場合、店舗の営業に関する表示などが該当します。

なお、駐車場への案内など管理用広告物は許可不要で表示できるものもあります。



【問2-32】許可不要の自家用広告物を表示・設置した後で一般広告物を追加した場合、一般広告物のみ許可を受ければよいですか。

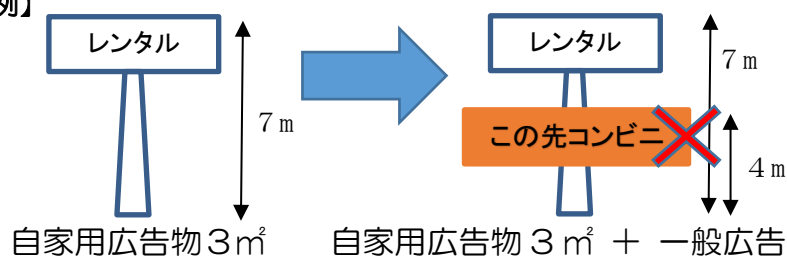
【答2-32】

自家用広告物(許可不要の場合)と一般広告物を同一の構造物に表示・設置する場合は、一般広告物のみ許可が必要です。

ただし、既存の広告物も含め、構造物全体が一般広告物の許可基準を満たしている必要があります。(許可地域の許可基準については、手引P36~39を参照してください)

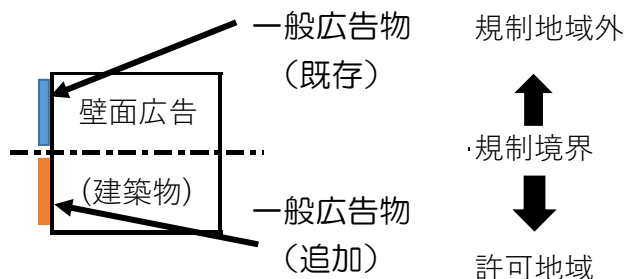
これは、既存の広告物が自家用広告物の場合だけでなく、許可不要の一般広告物の場合でも同様です。

【自立式「市街地」の例】



一般広告物が面積基準を満たし、取り付けの高さが5m以下の場合でも、構造物としての高さが基準を超えているため一般広告物の追加は許可できません。

【壁面広告「密着」の例】



追加する一般広告物が面積基準を満たしている場合でも、既存の一般広告物との合計面積が壁面の2分の1以内という基準が満たされないと一般広告物の追加は許可できません。

【問2-33】 自家用広告物を表示等する店舗が閉店し、当該表示等を白塗りした場合、当該広告物は一般広告物となりますか。

【答2-33】

自立式広告物等のように掲出物件がある場合は、一般広告物としてではなく、自家用広告物として取り扱ってください。

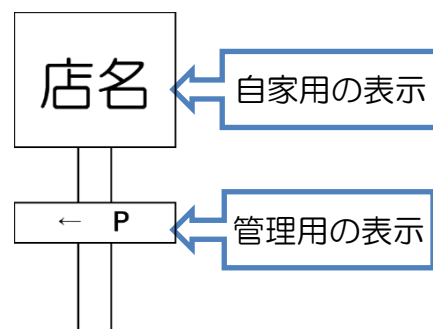
なお、白塗りにする際、表示の変更許可が必要です。

また、建築物の壁面等に直接描かれていた広告物を壁面等の色に戻すなど塗り直す場合は広告物がなくなりますので、滅失届を出してください。

【問2-34】 自家用広告物と管理用広告物が分離して設置されている場合はどの部分について許可が必要になりますか。

【答2-34】

右図のように、自家用広告物の表示と管理用広告物の表示が分離している場合、自家用広告物については許可が必要です。（当該店舗の広告物の総面積が第1種・第4種制限地域5㎡超、第2種・第3種制限地域及び許可地域10㎡超の場合 参照【答2-16】）



【問2-35】 のぼり旗の面積の算定はどのように行いますか。

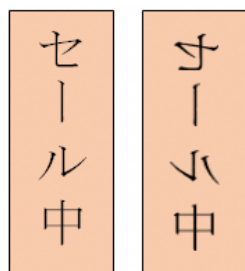
【答2-35】

のぼり旗には、広告物が片面のみに表示されていると解されるもの（以下、「片面のぼり」という。）と両面に表示されていると解されるもの（以下、「両面のぼり」という。）があります。

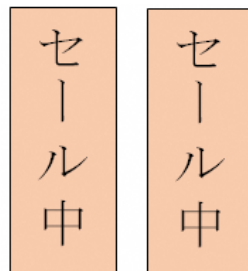
面積の算定に当たっては、片面の面積を基準とし、広告物が表示されていると解される

面の数に従い、行ってください（片面のぼりは片面の面積を、両面のぼりは片面の2倍の面積を算入してください）。

（片面のぼりの例）



（両面のぼりの例）



【問2－36】屋外広告物の変更・改造許可申請は、どのような場合に必要となりますか。

【答2－36】

岩国市屋外広告物等に関する条例施行規則第10条に定められている軽微な変更以外の変更を行う場合になります。

○規則第10条（軽微な変更）

- （1）広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法を変更することなく修理し、補強し、又は塗り替える場合
- （2）一の許可の期間において、当該許可に係る掲出物件に同一の業務に関する広告物を定期的に取り替えて表示する場合
例）ガソリンの価格表示の変更、駐車料金や営業時間等のみの変更など

【問2－37】広告物の「変更」と「改造」の違いは何ですか。

【答2－37】

「変更」とは、掲出する物件の形状等を変更せず、表示内容を変更する行為をいいます。具体的には、アクリル板等に貼ってあるシートを剥がして新しい広告物を表示する場合等の行為のことです。

「改造」とは、掲出する物件の形状等を変更する行為をいいます。具体的には、自立式広告物の骨組みのみ残し広告板を取り換える場合や、照明器具を掲出物件に内蔵させて内照式にする場合等の行為のことです。

【問2－38】「変更申請」と「改造申請」の許可期間はどのようになりますか。

【答2-38】

「変更申請」及び「改造申請」の場合は、前回の許可期日を引き継ぎます。

なお、前回の申請時の安全点検により、前回の許可期間内の安全は確保されているとみなすため、安全点検の報告は不要です。

【問2-39】 デジタルサイネージ広告で、複数の広告を表示している場合、そのうちの数枚を短期間で更新する（スポット広告など）場合も変更許可が必要ですか。

【答2-39】

更新する広告の表示期間が短期間であっても変更許可が必要です。また、当該広告物の隅に表示年月日を必ず表示するようにしてください。

なお、許可申請の際には、当該表示に係る番組表（広告主ごとの枚数・数量・内容を明記したもの）を添付してください。

【問2-40】 既存の看板の形状、面積、色彩を変更せずに、文字の表示内容のみを変更する（例えば、商品名を書き換える）場合、変更許可が必要ですか。

【答2-40】

広告の内容を変更する場合は、軽微な変更に該当しませんので、変更許可が必要になります。（参照【答2-36】）

【問2-41】 既存の広告物に新たに外側に照明器具を取り付ける場合、変更許可が必要ですか。

【答2-41】

既に許可を受けて設置している広告物に新たに外側に照明を取り付ける場合は、広告物の改造に該当するため、変更許可ではなく改造許可が必要です。（参照【答2-37】）

【問2-42】 自治会の地域活動のお知らせ等を掲示板に掲示している広告物を貼り替える場合でも、その都度変更許可が必要ですか。

【答2-42】

自治会の地域活動のお知らせなど逐次表示する場合の変更許可は不要です。

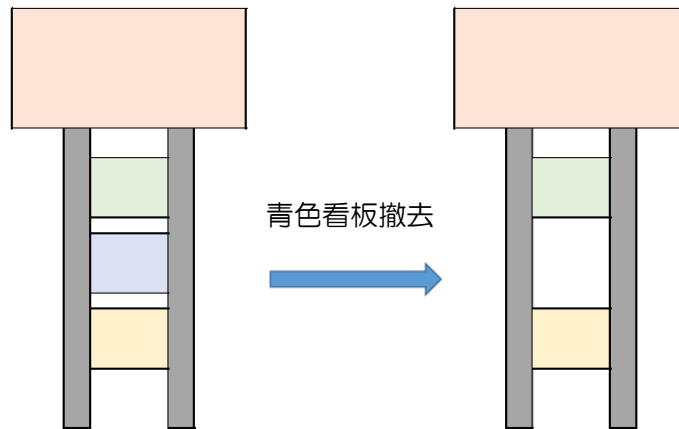
なお、掲示板については、当初設置する際に当該掲示板としての許可が必要です。

【問2-43】 集合看板（自家用広告物）の一部を撤去する場合、申請はどのようにすればよいですか。

【答2-43】

広告物の面積等に変更がありますが、基本的な構造は変わっていないため、改造ではなく変更許可が必要です。

また、集合看板自体の撤去ではないため、滅失届は不要です。



<3 屋外広告物の許可基準及び手数料>

【問3-1】屋外広告物の許可基準はどうなっていますか。

【答3-1】(手引P19~43を参照してください)

屋外広告物について、第1種から第4種制限地域及び許可地域ごとに、許可基準を設けています。また、案内誘導広告物の許可基準も設けています。

それぞれの地域ごとに、共通基準及び個別基準のいずれにも適合する必要があります。

第1種制限地域の許可基準：P21~24

第2種制限地域の許可基準：P25~28

第3種制限地域の許可基準：P29~32

第4種制限地域の許可基準：P33~35

許可地域の許可基準：P36~42

案内誘導広告物の許可基準：P43

【問3-2】許可を受けるための手数料の額はいくらですか。

【答3-2】(手引P64を参照してください)

はり紙等・立看板等・横断幕等又は広告旗類は枚数に応じて、気球広告及び電柱・街灯柱等を利用する広告物又はこれを掲出するものは設置個数に応じて、それ以外の広告物は表示する面積に応じて手数料が変わります。

手数料の額の算出単位は、山口県条例の運用時と変更ありません。

ただし、令和8年7月1日から「更新」及び「変更・改造」申請については、算出後の金額の2分の1に減額します。(「更新」申請が遅れた場合は「新規」扱いとします。)

【問3-3】申請してから許可されるまで、どのくらいの期間がかかりますか。

【答3-3】

申請した内容にもよりますが、おおよそ2週間~3週間くらいです。ただし、事前協議が調っている場合は、1週間~2週間くらいです。

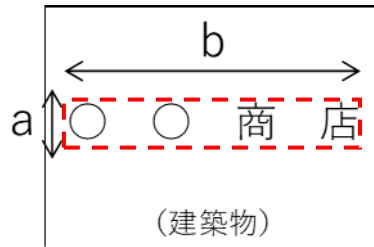
また、許可書は手数料の納付を確認した後に交付します。

【問3-4】壁面等に広告物を直接塗装している場合の表示面積はどのように算定しますか。

【答3-4】

壁面などに直接塗装している広告物については、文字間を含んだ文字全体を面積として算定します。

例



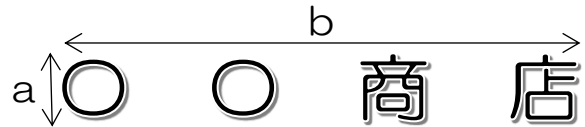
: 広告物の算定範囲

【問3-5】建物の壁面などに文字を切り抜いて表示（立体文字を貼付）したり、一文字ごとに板面に表示する壁面広告物の面積の算定はどのように行いますか。

【答3-5】

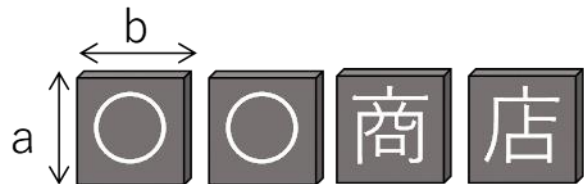
（1）文字の形に切り抜いている広告物は、文字間を含んだ文字全体を面積として算定します。

「 $a \times b$ 」



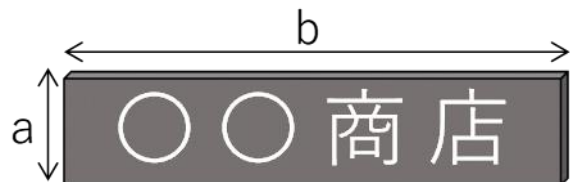
（2）板状のものに一文字ずつ表示されているものは、板状の面積を合計します。

「 $a \times b \times 4$ 」



（3）板状のものに表示されているものは板状の面積です。

「 $a \times b$ 」



【問3-6】答3-4 及び答3-5 で示された各広告物について、許可地域と規制のない地域にまたがって表示等される場合、許可が必要ですか。

【答3-6】

「 $a \times b$ 」で示される広告物が一部でも許可地域に表示等される場合は、許可対象になります。

※答3-5（2）については各板状のものについて（一文字ずつ）、個別に判断します。

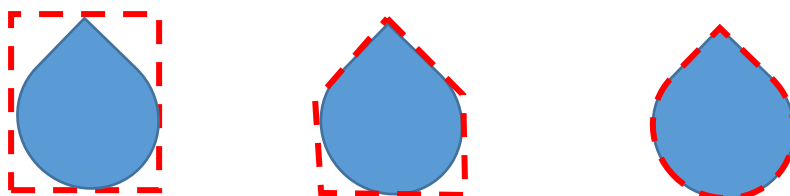
【問３－７】会社のロゴマークや社章などの面積の算定はどのように行いますか。

【答３－７】

ロゴなどの形が複雑で面積の算出が困難な場合は、外接する四角形又は多角形的面積を基本としますが、より厳密な面積計算式が示せる場合は当該面積で算定します。

（面積の算定方法の例）

いずれの場合においても、計算に用いた幅・長さ等の根拠資料が必要になります。



【問３－８】立体造形物の面積の算定はどのように行いますか。

【答３－８】

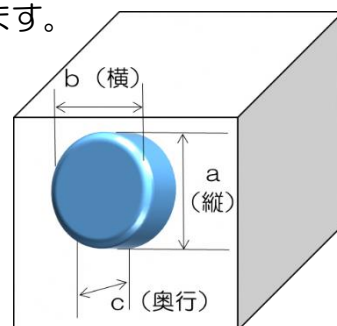
個別に判断が必要ですが、立体的な広告物の面積は、目視できる部分の面積の合計となります。

基本的には、近似的な六面体として捉え、目視できる面の面積を算定します。

右図の例では、上面及び背面を除く４面により面積を算定します。

（面積の算定方法の例）

「 $(a \times b) + (a \times c) \times 2 + (b \times c)$ 」



【問３－９】建物などの壁面に貼り付けている切り抜き文字や照明器具を内蔵した自立式広告物の広告板の厚みなども立体的な広告物として出幅や奥行きを面積に算入しますか。

【問３－９】

壁面に貼付した切り抜き文字や厚みのある自立式広告物の広告板の出幅や奥行きは面積計算には含めません。

【問３－１０】自立式広告物（一般広告物）の面積基準 30 m²以内とは片面の面積ですか。それとも表裏両面の合計面積ですか。

【答３－１０】

表裏両面に広告表示がある場合は、両面の合計面積です。

【問3-11】集合看板の面積の算定はどのように行いますか。

【答3-11】

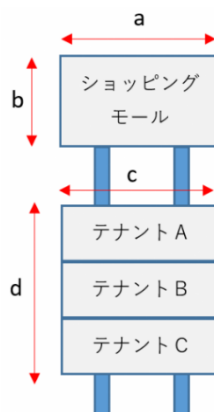
自立式の集合看板の面積は、実際の表示の状況に関わらず、設置された「広告物を掲出する物件」の全面の面積となります。

また、同様の形式で壁面を利用して貼付する場合の算定方法は【答3-5】を参照してください。

$$\text{面積} = (a \times b) + (c \times d)$$

なお、集合看板内に適用除外広告物が含まれている場合の算定は、

- ① 適用除外広告物を含めて、集合看板としての面積を算出
 - ② ①の面積から適用除外広告物の面積を除く
- となります。（参照【答3-23】）



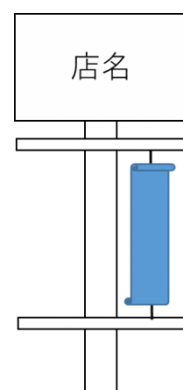
【問3-12】自立式広告物に懸垂幕を取り付けた場合、面積の算定は自立式広告物と懸垂幕それぞれの基準に応じて算定されますか。

【答3-12】

掲出物件としては自立式広告物と一体とみなし、幕部分も自立式広告物の基準（許可地域なら 30 m²以内）の範囲内として算定します。

また、許可期間も自立式広告物の許可期間とします。

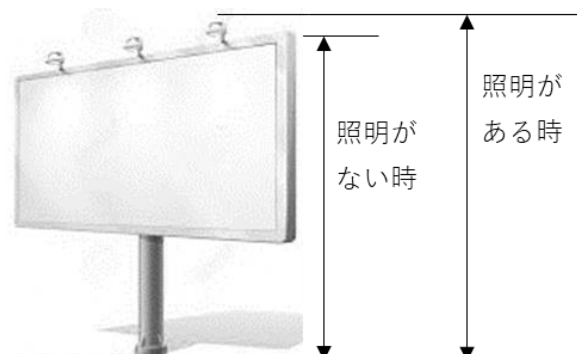
なお、手数料は、懸垂幕としてではなく、当該自立式広告物の一部とし、各々の面積を算定します。



【問3-13】照明器具を取り付けた広告物の高さについては、広告物のみの高さですか、それとも照明器具も含んだ高さですか。

【答3-13】

広告物の高さは、広告物に取り付けられた照明器具（広告物以外のものを照らすために取り付けられた照明器具を含む。）も高さを含めます。



【問3-14】キャスター付きのスタンド看板や据え置き型の看板は広告物の許可基準に類型化されていませんが、どのような基準で許可されますか。

【答3-14】

店頭等に設置している据え置き型の看板の大きさ等の基準については、立看板等に準じて取り扱います。

ただし、当該看板は自立式であること、また、立看板等と異なり中長期的な掲示を目的とすることが多いため、許可期間については、自立式広告物の期間と同様、3年以内とします。

なお、特にキャスター付きのスタンド看板については、設置時に確実に水平面を確保するとともに、強風等による事故を防止するため、歩道等から可能な限り距離をとって設置するようにしてください。



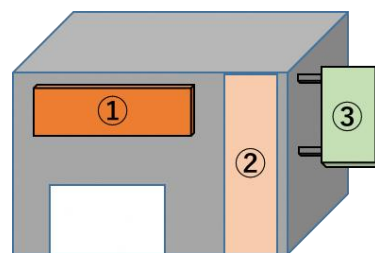
【問3-15】壁面広告の密着するものと密着しないものとの違いは何ですか。

【答3-15】

壁面に直接塗布又は貼付することで表示する広告物や、広告物を金属等の耐久性のある材料で周囲を固定して掲出する広告物を「密着するもの」、壁面に設置する広告物で、壁面から突き出して設置するものを「密着しないもの」としています。

(例示)

- ① 広告板に掲出した広告物・・・密着
- ② 壁面に直接塗布・貼付した広告物・・・密着
- ③ 壁面から突き出した広告物・・・密着しない



【問3-16】ひとつの壁面の考え方について教えてください。

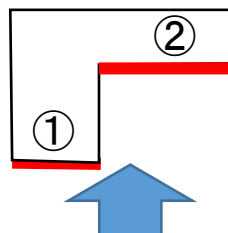
【答3-16】

掲出する広告物に対向した場合の建築物の壁面を1面として取り扱います。

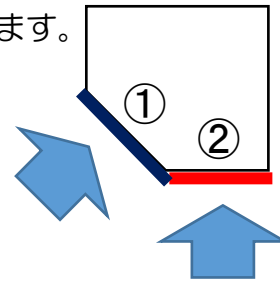
(一壁面の考え方)

(上から見た図)

右図の場合、①+②が一壁面となります。



(上から見た図)
右図の場合、①が一壁面、②も一壁面となります。



【問３－１７】屋上広告物の許可基準にある建築物の高さとは、広告物を設置する屋上床面までの高さのことですか。

【答３－１７】

建築物の高さは、地面からパラペットや外壁・塔屋の天端、又はその他これに代わるものまでの高さをいい、原則として地上から広告物を設置する建物の最高部を結んだ垂線の長さになります。

なお、広告物の高さは、地上から広告物の上端を結んだ垂線の長さになりますが、地面に高低があり、垂線が一つでない場合は、最も長い垂線の長さになります。

【問３－１８】建築物の塔屋の壁面に設置している広告板は、屋上広告物ではなく、壁面広告物ですか。

【答３－１８】

そのとおりです。

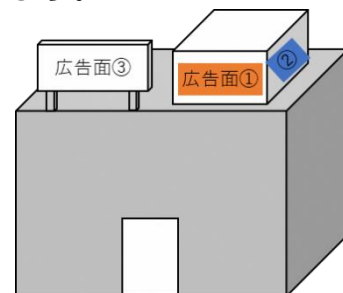
なお、許可基準に係る壁面の面積は、塔屋と塔屋以外の部分の外壁が対向したときに同一面で連続している場合は、全てを一壁面として取り扱います。

(例示)

広告面①：壁面（密着）広告物

広告面②：壁面（密着）広告物

広告物③：屋上広告物



【問３－１９】手数料の算定はどのように行いますか。

【答３－１９】

広告物の種類により以下のとおりとなります。

○自立式広告物（広告板、広告塔等）

広告物を表示する板面全体の面積の合計（裏表、四面）により算定します。

※原則、看板を支える部分（支柱、基礎等）は算入しない。

○集合看板の場合

集合看板の面積は、実際の表示の状況に関わらず、設置された「広告物を掲出する物件」の全面の面積となります。

(参照【答3-11】)

○壁面広告（密着するもの）、塀・垣広告

壁面に塗布あるいは接着する板面又は文字の面積により算定します（参照【答3-5】）。複数の壁面広告を表示・掲出する場合は、各々の広告物ごとにその広告物の面積により算定します。

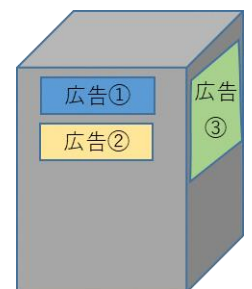
※複数の壁面に表示した場合

同一建物の複数の壁面に広告物を表示・掲出する場合も同様に、各々の広告物ごとにその広告物の面積により算定します。

(複数壁面の面積と手数料の算定方法例)

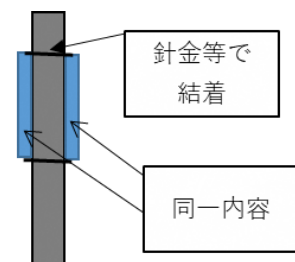
広告①の面積・手数料＋広告②の面積・手数料
＋広告③の面積・手数料

※突出広告物など密着しない広告物も、個別に算定します。



(電柱等への巻付け広告)

電柱・街灯柱を利用する巻付け広告で、裏表の表示内容が同一の広告物は一個の広告物とみなして算定します。



【問3-20】同一敷地内に複数種類の広告物がある場合の手数料の算定はどのように行いますか。

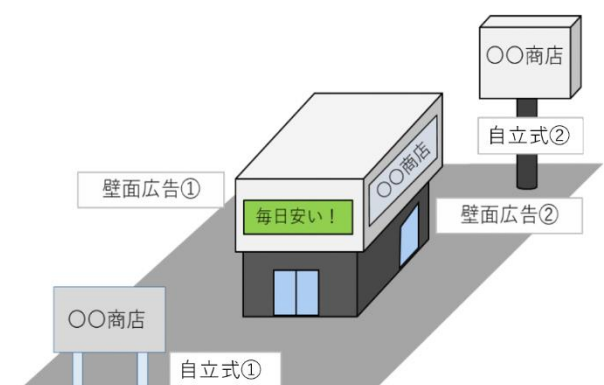
【答3-20】

同一敷地内に複数種類の広告物がある場合は、広告物の種類ごとに審査を行うため、個別の広告物ごとに表示面積と手数料を算定し、合算した額となります。

右図の場合

自立式①、自立式②、壁面①、壁面②ごとの表示面積で手数料を算定し、合算します。

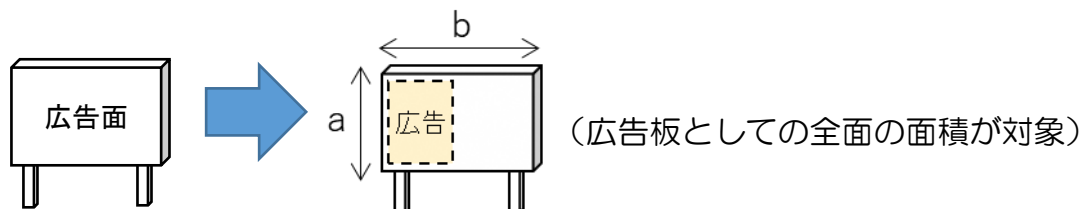
(壁面広告は2壁面のため個別に算定する。)



【問3-21】自立式広告物や屋上広告物で、広告物が板面全体ではなく、一部に表示されている場合の手数料の算定はどのように行いますか。

【答3-21】

本条例では、広告物そのものに加え、「広告物を掲出する物件」についても許可申請の対象としているため、実際の表示の状況に関わらず、設置された「広告物を掲出する物件」の全面の面積による手数料となります。



【問3-22】自立式広告物や屋上広告物で、白地となった場合の手数料の算定はどのように行いますか。

【答3-22】

貸看板やテナントの撤退により一時的に白地となった自立式広告物・屋上広告物を存置する場合の手数料は、それぞれ最も小さい面の面積により手数料を算定します。

○自立式広告物の場合

片面のみの面積により算定します。

なお、骨組のみの場合は、広告板となる面積の算定が困難なため、1㎡未満のものとして取り扱います。



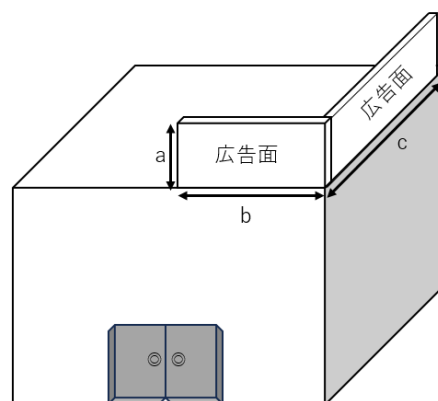
○屋上広告物の場合

$(a \times b) < (a \times c)$ の場合は、

$a \times b$ の面積により算定します。

※ $(a \times b)$ と $(a \times c)$ が結合していない場合は、

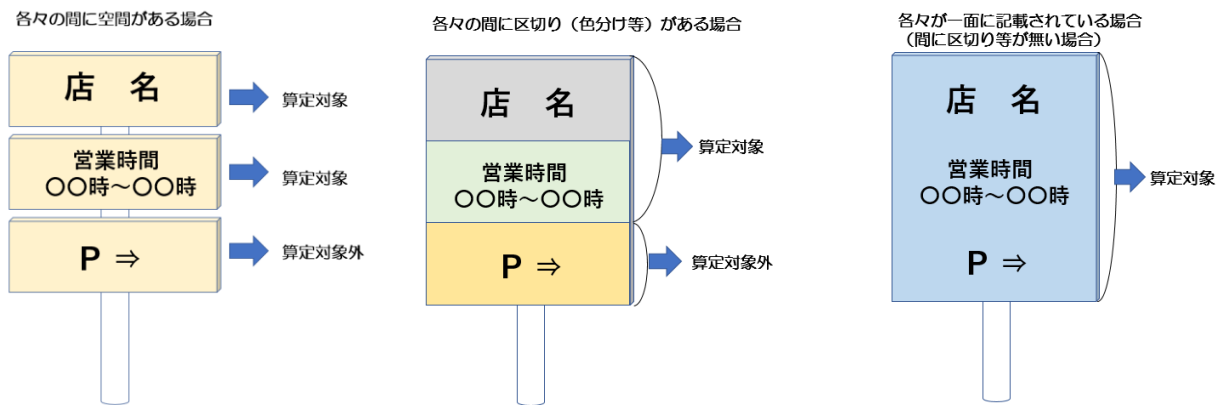
$(a \times b) + (a \times c)$ により算定します。



【問3-23】同じ面に記載されている「P」や、ガソリンスタンドの「セルフ」は面積の算定に含まれますか。

【答3-23】

区分けが可能なものは、その部分を取り除いた面積を記載してください。区分けができない場合は、一面の面積を記載してください。



【問 3-24】 変更申請時、両面の自立式広告物で、片面のみ変更する場合の面積の取扱いはどうなりますか。

【答 3-24】

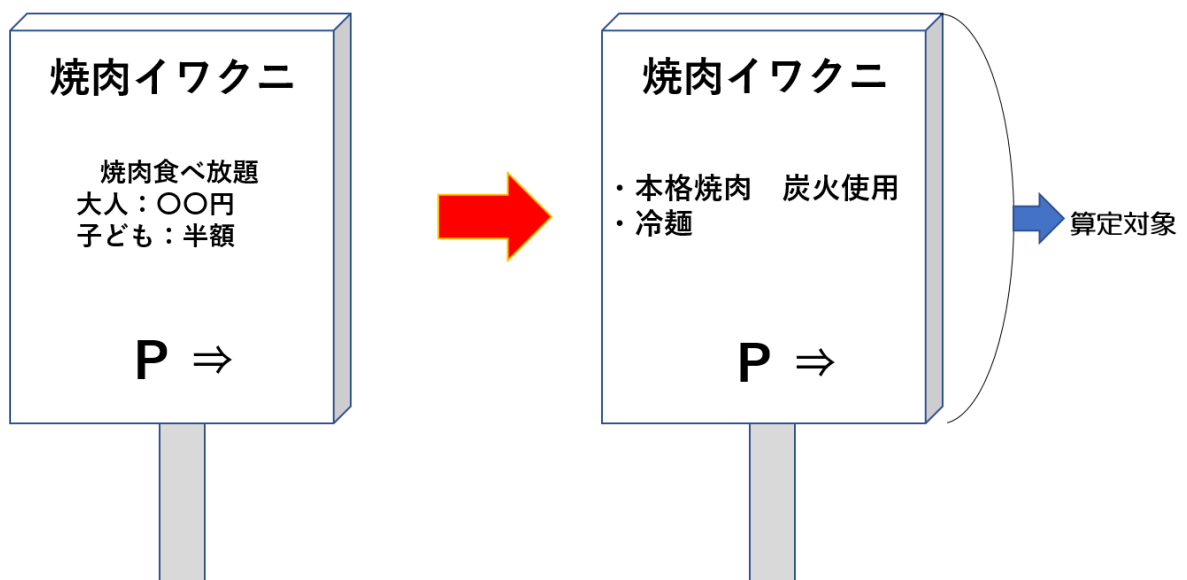
片面のみ変更される場合は、片面の面積分を申請してください。

【問 3-25】 一面のうち一部を変更する場合の面積の取扱いはどうなりますか。

【答 3-25】

一つの広告物として掲出されている場合、全面の面積を変更申請してください。

表記を一部変更した場合、変更した面の申請が必要です。

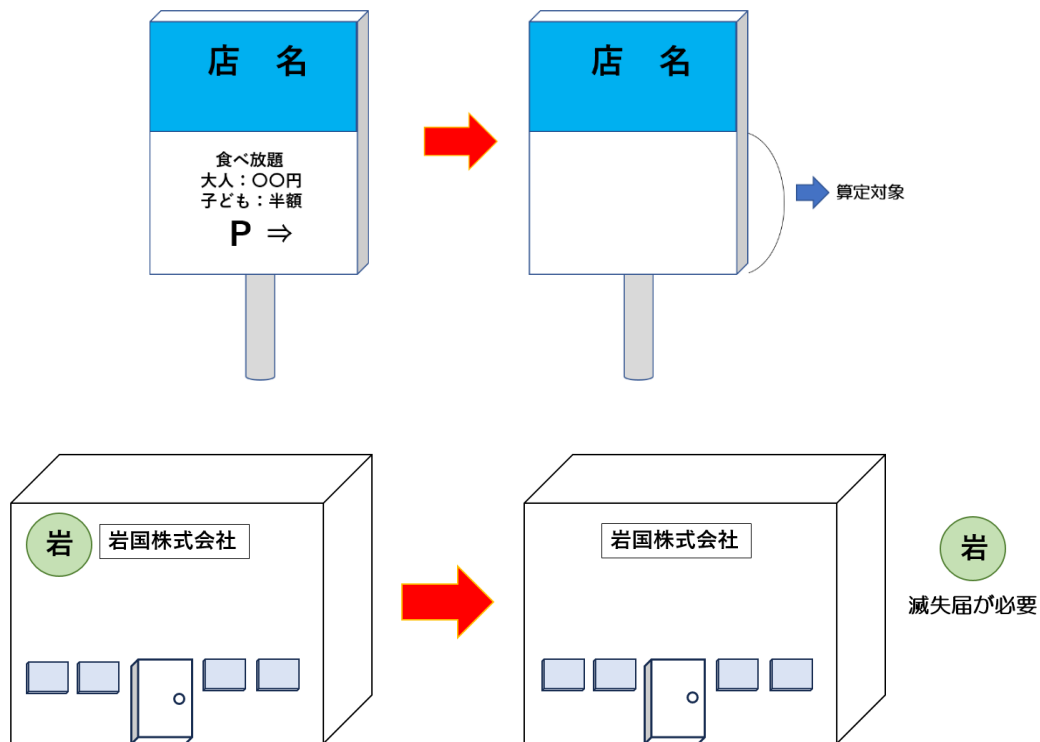


【問3-26】一面のうち一部を白地に変更する場合の面積の取扱いはどうなりますか。

【答3-26】

自立式広告物等を白地に変更する場合は、以下のように区切けができる部分があれば、その部分の面積の変更申請をしてください。区分けができない場合は、【答3-25】と同様に全面の面積を変更申請してください。

また、壁面に直接着色した広告物を壁面の色に戻す場合は、滅失届を提出してください。



【問3-27】公共的目的の記載がされており、広告主などの許可対象が混在する場合の取扱いはどうなりますか。

【答3-27】

地域ごとの許可基準に適合していて、表示面積が5㎡以下であれば申請対象外となります。



【問3-28】営業内容に関連したイメージのオブジェを掲示する場合、屋外広告物として取り扱いますか。また、広告物として取り扱う場合、面積はどのように算定しますか。

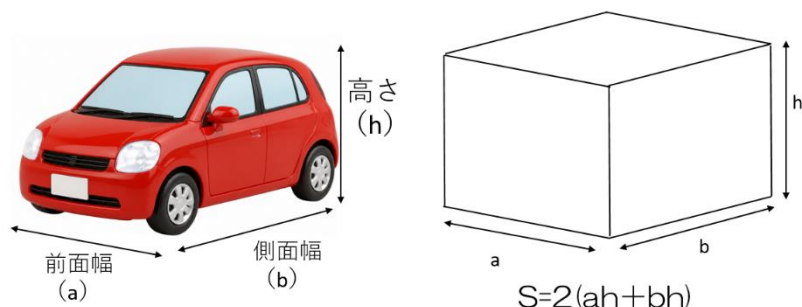
【答3-28】

営業内容に関連したイメージのオブジェ（車屋で車のオブジェ、ソフトクリームを提供する飲食店でソフトクリームのオブジェ等）を掲出する場合、屋外広告物に該当しますので、申請が必要です。

面積の算定方法については、目視できる面の面積を算定することとします。例として、4面として面積を算定する方法や、円柱の側面として面積を算定する方法がありますが、個別に判断が必要となる場合があります。

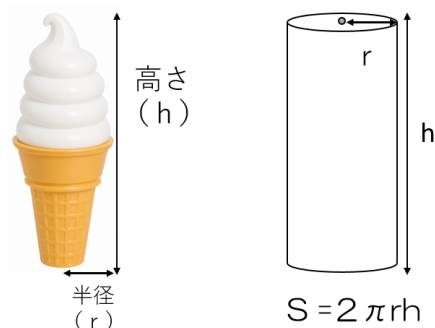
（参照【答3-7】、【答3-8】）

4面として面積を算定する例



車のようなオブジェの外形を、前面・後面・側面の4面で囲ったときの面積の合計を算出します

円柱として面積を算定する例



ソフトクリームのようなオブジェの外形を、円柱で囲ったときの側面の面積を算出します

<4 屋外広告物の点検・管理>

【問4-1】点検が必要な屋外広告物の範囲を教えてください。

【答4-1】

点検は、許可申請の必要性に関わらず、全ての屋外広告物が対象となります。

ただし、以下の広告物（※）は除きます。

屋外広告物の定義については、【答1-1】を御参照ください。

（※）

- ・ 特定屋内広告物
- ・ はり紙等、立看板等、横断幕等、広告旗等又は気球広告
- ・ 電柱、街灯柱等を利用する広告物（巻付け広告及び直塗り広告に限る。）
- ・ 壁面又は屋根面に直接描かれた広告物

【問4-2】点検は誰が行いますか。

【答4-2】（手引 P63 を参照してください。）

広告物の表示・設置に際して許可申請が必要な広告物と不要な広告物とで異なります。

<許可申請が必要な広告物>

「専門知識を有する者」による点検が必要となります。

※「専門知識を有する者」とは以下のとおりです。

- ①屋外広告士
- ②建築士（1級・2級）
- ③建築物調査員
- ④（一社）日本屋外広告業団体連合会及び（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者

<許可申請が不要な広告物>

資格等は特に必要ありません。

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理するいずれかの者により点検してください。

ただし、明らかに腐食等が認められる場合は、専門知識を有する事業者等に点検を依頼してください。

【問４－３】点検はどのように行えばよろしいですか。

【答４－３】

点検では、「屋外広告物等安全点検報告書」に記載の点検箇所及び点検項目ごとに異状の有無を確認する必要があります。

方法は、目視による点検でもかまいませんが、この場合は、立入可能な場所からできる限り対象物に近づき、実効性のある点検を行ってください。ただし、目視点検で安全性の判断ができない箇所は、触診・打診など、より詳細な点検を行ってください。

また、屋外広告物の所有者向けに、日常管理の留意事項や日常点検のチェックポイント等を取りまとめた「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」（屋外広告物適正化推進委員会発行）や、「岩国市屋外広告物等点検実施要領」を御確認ください。

【問４－４】点検はいつ行えばよいですか。

【答４－４】

＜許可申請が必要な広告物＞

屋外広告物等許可申請書を提出する日の前３か月以内に行ってください。

＜許可申請が不要な広告物＞

おおむね３年ごとに行ってください。

ただし、別の法令等により、点検すべき項目や時期が示されているもの（構造物等に付随するもの）については、当該法令等に基づく点検を行うことで差し支えありません。

【問４－５】点検を行った後は、全て市に報告書を提出しないといけないのですか。

【答４－５】

＜許可申請が必要な広告物＞

更新申請又は既存広告物の新規申請時に「屋外広告物等安全点検報告書」及び「点検写真」を申請書類に添付してください。

＜許可申請が不要な広告物＞

市へ報告書を提出する必要はありません。

点検者や点検を依頼した広告主等において、「屋外広告物等安全点検報告書」を作成し、適切に保存しておいてください。

【問 4－6】複数の屋外広告物の許可申請をする場合、屋外広告物等点検報告書を 1 枚にすることは可能ですか。

【答 4－6】

どの広告物の報告書が明白になるよう、原則として、広告物ごとに作成し、提出してください。

【問 4－7】管理者とは何のために設置するのですか。

【答 4－7】

管理者は日常的な広告物の管理や事故時の連絡窓口としての役割を担うことになります。岩国市屋外広告物等に関する条例第 13 条では、日常的な管理義務について規定しており、その責任者を明確にするため、管理者が必置となっています。

【問 4－8】管理者には誰になりますか。また、資格等が必要ですか。

【答 4－8】

管理者には、広告業者に表示・設置することを依頼した広告主、スポンサー、事業用地の運営者や貸看板等を設置する屋外広告業者等、日常的に広告物を管理できる者が適当です。

管理者になるための資格等は不要ですが、屋外広告物の法令や施工の知識のある者が望ましいです。

【問 4－9】管理者と点検者は同一人でないといけないのですか。

【答 4－9】

管理者と点検者が同一人である必要はありません。

管理者は日常における広告物の異常の発見を担うことになりますが、点検者は広告物の安全点検の実施と、それに伴う「屋外広告物等安全点検報告書」を作成する業務を担うこととなります。

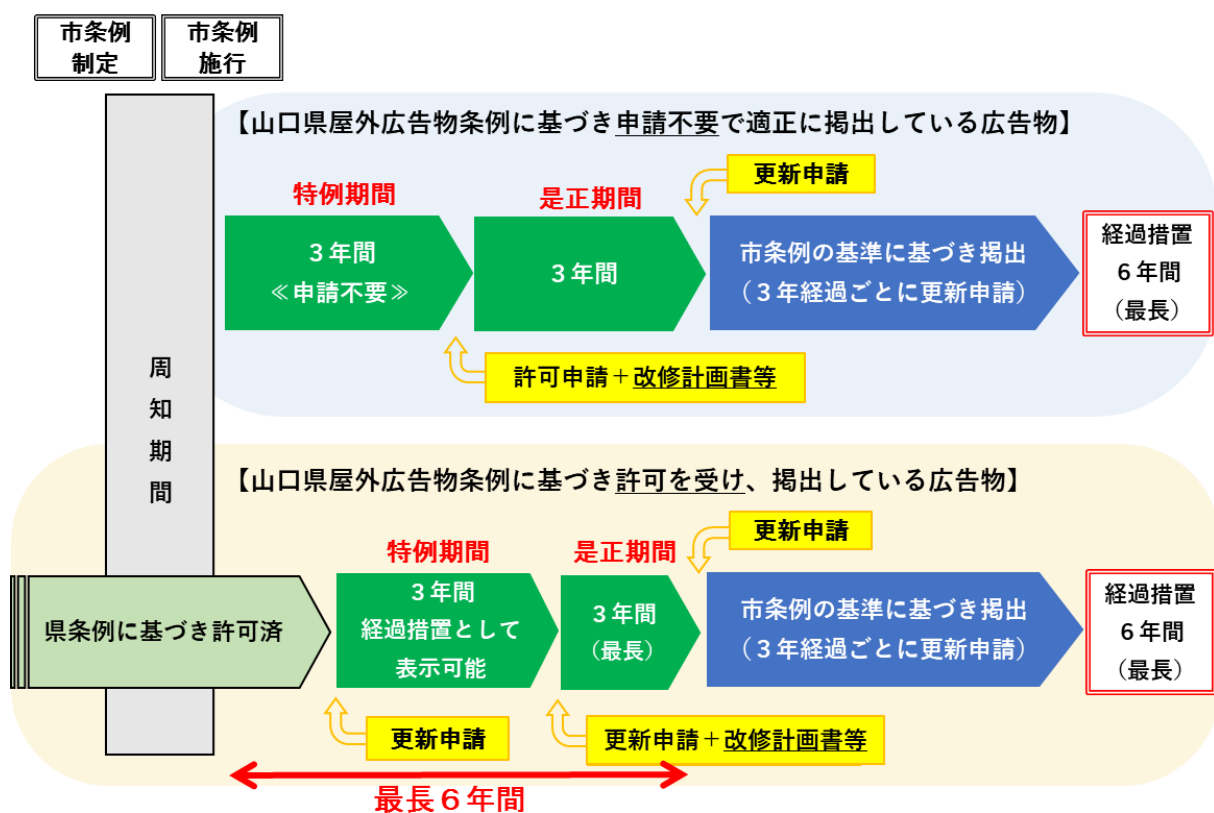
＜5 県条例から市条例への変更＞

【問5－1】市条例が施行されることにより既存の広告物が不適合になる場合、すぐに撤去等をしないといけないのですか。

【答5－1】

市条例を施行することにより、市条例施行日（令和8年7月1日）の時点で新たな基準に適合しなくなる既設の広告物（既存不適格広告物）について、最長6年間の経過措置期間を設けます。経過措置期間中に、撤去等をお願いします。

※県条例に基づく許可が必要にも関わらず、許可を受けていないなど、違法な広告物等に対しては、経過措置の適用はありません。



【問5－2】事前協議とは何ですか。

【答5－2】

広告物の表示等を計画される場合、許可申請を行う前の計画段階で市との協議をお願いします。そうすることで、手戻り等なくスムーズに手続を進められます。

なお、第1種制限地域、第2種制限地域及び第3種制限地域で、「新規」又は「変更・改造」申請される場合は、**必ず事前協議を行ってください。**

【問５－３】申請予定の地域が制限地域なのか自分で調べる方法がありますか。

【答５－３】

「岩国市屋外広告物等に関する条例」のホームページで制限地域・許可地域の概略図が確認できます。また、詳細に確認したい場合は、岩国市ホームページの「いわくにマップ」を御覧ください。

「いわくにマップ」の使い方については、「岩国市屋外広告物等に関する条例」のホームページ内にある「いわくにマップの操作方法」を御確認ください。